

高齢者用肺炎球菌予防接種のお知らせ

～高齢者の方の接種費用一部助成について～

肺炎は季節を問わずかかるもので、日本における死因の第3位であり、肺炎によって亡くなる方の95%が65歳以上の高齢者です。高齢者肺炎球菌ワクチンの接種により、肺炎の予防や肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果が期待できます。



【接種期間】平成26年10月1日～平成27年3月31日

【接種対象者】◎平成26年度に次の年齢となる市民の方

65歳	昭和24年4月2日生から昭和25年4月1日生
70歳	昭和19年4月2日生から昭和20年4月1日生
75歳	昭和14年4月2日生から昭和15年4月1日生
80歳	昭和9年4月2日生から昭和10年4月1日生
85歳	昭和4年4月2日生から昭和5年4月1日生
90歳	大正13年4月2日生から大正14年4月1日生
95歳	大正8年4月2日生から大正9年4月1日生
100歳	大正3年4月2日生から大正4年4月1日生
101歳以上	大正3年4月1日以前に生まれた方

◎満60歳～65歳未満の方のうち心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に自己の日常生活が極度に制限される程度の障がい（身体障がい者1級相当）を有する市民の方

※すでに高齢者用肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライド)の接種を受けたことがある方は対象外となります。

【接種費用】4,400円

※生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方は接種当日に確認できる書類をご持参いただくと自己負担が免除になります。[確認書類(例)：保護決定通知書、生活保護適用証明書、介護保険料決定通知書(保険料段階が1～4段階に限る)など]

※介護保険料決定通知書を紛失された方につきましては、再発行はできませんので、裏面の問い合わせ先までご連絡ください。

【助成回数】1回

1 予防接種を受ける前に

予防接種は体調のよいときに受けてください。現在、病気などで治療中の方、または今までに免疫状態の異常を指摘されたことのある方、その他、気になることやわからないことがあれば主治医に相談してください。

【予防接種を受けることができない方】

- ・発熱（一般的には37.5℃以上）のある人
- ・急性疾患にかかっている人
- ・肺炎球菌ワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシー（接種後約30分以内におこる強いアレルギー反応やショック状態になること）を起こしたことのある人
- ・その他、医師が不適当と判断した場合



2 予防接種の受け方

接種予約：高齢者用肺炎球菌実施医療機関一覧表に記載された医療機関へ電話などで申し込みます。

接種当日：(1) 医療機関で予約票および実施申込書に必要事項を記入します。

(2) 体温を測定し、医師が診察により接種できるかどうかの判定を行います。

(3) 判定の結果、本人にサインをいただいてから接種します。

3 予防接種の副反応

予防接種の接種部位が赤みを帯びたり、腫れたり、痛むことがあります。また、熱が出たり、寒気がしたり、頭痛や全身のだるさなどがみられることもあります。通常2～3日のうちに治ります。非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などが現れることがあります。

4 予防接種を受けた後の注意 ※予約票の副票は大切に保管してください。

(1) 予防接種を受けたあとに急な副反応が起こることがあるので、接種後その場で様子を見て、30分たってから医療機関を出るようにしましょう。

(2) 副反応の多くは1週間以内に出現しますので、特にこの間は体調の変化に注意しましょう。

(3) 注射部位の腫れ、高熱、嘔吐、けいれん(ひきつけ)、その他変わったことがあるときは、すみやかに医師の診断を受け、保健福祉センターに連絡してください。

(4) 接種当日の入浴はさしつかえありませんが注射部位をこするのはやめましょう。

(5) 接種当日は体調の変化に気を配り、激しい運動や大量の飲酒は控えましょう。



5 他のワクチンとの接種間隔および同時接種

高齢者用肺炎球菌ワクチン接種後に他のワクチンを接種する場合は、6日以上の間隔を置いてから接種してください。また、他のワクチンと同時に接種を希望する場合は予防接種を受ける医師と相談してください。

6 その他の注意事項

高齢者用肺炎球菌ワクチン接種後、5年以内に同じワクチンを接種した場合、接種部位が痛む、赤みを帯びる、硬くなるなどの副反応が初回接種よりも頻度が高く、程度が強くなるなどの報告があります。

【各区保健福祉センター問い合わせ先】

保健福祉センター	電話番号	保健福祉センター	電話番号	保健福祉センター	電話番号
北区	6313-9882	天王寺区	6774-9882	城東区	6930-9882
都島区	6882-9882	浪速区	6647-9882	鶴見区	6915-9882
福島区	6464-9882	西淀川区	6478-9882	阿倍野区	6622-9882
此花区	6466-9882	淀川区	6308-9882	住之江区	6682-9882
中央区	6267-9882	東淀川区 東淀川区役所出張所	4809-9882 6322-0101	住吉区	6694-9882
西区	6532-9882	東成区	6977-9882	東住吉区	4399-9882
港区	6576-9882	生野区	6715-9882	平野区	4302-9882
大正区	4394-9882	旭区	6957-9882	西成区	6659-9882